解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十月十八日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜四丁目九番九号
新宮町緑ケ浜土地区画整理組合
清算人代表　下瀬　博貴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

札幌市東区伏古七条二丁目八番一五号
財団法人伏古記念会館
代表清算人　後藤　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

群馬県前橋市石倉町一丁目一四番地四
財団法人石倉町会館
代表清算人　岡田　穆

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十月二日神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

神奈川県南足柄市関本四四〇番地
南足柄市土地開発公社
代表清算人　石田　和則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月九日開催の通常総会において解散の決議を行い、同年九月二十日付で主務官庁の許可を得、同日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

静岡県掛川市葵町一五番一号
社団法人静岡県立掛川工業高等学校後援会
代表清算人　猪股　延晃

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月三十日定款で定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

名古屋市守山区白沢町一六八番地
医療法人種田クリニック
清算人　種田　孝

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十五年八月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

札幌市中央区大通東三丁目二
北海道電気工事業厚生年金基金
代表清算人　尾池　一仁

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

長野県佐久市塚原八〇一番地　佐久市塚原
歯科診療所内
財団法人中佐都育英会
代表清算人　荻原　拓次

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十月三日豊中市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

大阪府豊中市新千里東町三丁目六番一〇六号
東丘住宅マンション建替組合
代表清算人　河村　英紀

配当公告

愛知県海部郡蟹江町城一丁目五二三番地
破産者　佐藤化学工業株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第一一三五号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一、九〇二、一二〇、一六八円

一、配当をすることのできる金額
金二八五、三一八、〇二五円

平成二十五年十月二十四日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番一号ライオンビル六階
破産管財人　渡辺　慎也

配当公告

愛知県弥富市鯏浦町上六一五六番地二
破産者　株式会社丸豊
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第一七二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二二七、一五七、〇二〇円

（内優先破産債権額　金一、〇二八、七八〇円）

一、配当することのできる金額
金一一、八四〇、八九五円

（内優先破産債権額　金一、〇二八、七八〇円）

平成二十五年十月二十四日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三二号丸の内三丁目ビル三階
破産管財人　佐藤　昌巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市棟高町一八六八番地三七五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　櫻井　強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

群馬県前橋市表町一―一―一三　藤倉眞法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤倉　眞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字増林三八一八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤田　初

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

埼玉県越谷市北越谷二丁目二八番七号
相続財産管理人　小池　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大井二丁目三九九五番地、最後の住所不詳
被相続人　亡　渡邉清一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

東京都中央区日本橋二―三―二一八重洲セントラルビル八階日本橋総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　椙村　寛道

商号の英文表示変更のお知らせ

2010年３月12日に開催された当社臨時株主総会において、定款変更議案が決議された結果、当社商号の英文表示はそれまでの″MITSUI O. S. K. TECHNO-TRADE, LTD.″から″MOL Techno-Trade, Ltd.″に変更されておりますので、お知らせいたします。

なお、日本語社名（商号）には変更ありませんので、念のため申し添えます。

2013年10月24日

東京都中央区京橋一丁目１番１号
商船三井テクノトレード株式会社
代表取締役　青砥　修吾